



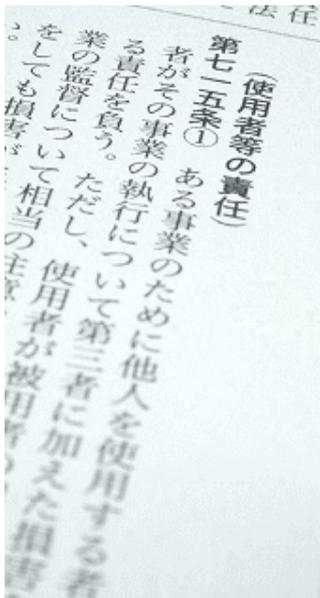
4月の

金沢大学サテライト・プラザ ミニ講演

企画：金沢大学地域連携推進センター



# 民法715条に基づく 使用者責任の現状について



人を雇用して事業を営む使用者は、その者（被用者）が事業の執行中に、第三者に何らかの不法行為を行って損害を与えた場合には、その被害者に対して、その被用者ととも使用者もまた損害賠償責任を負うとされる。今日、「被用者」には正規の従業員だけでなく、パートや派遣社員、直接の雇用関係のない下請会社の従業員もこれに含まれることがある。また「事業の執行」の範囲も取引関係だけでなく、交通事故等の不法行為にも及んでいる。

本講演は、雇用した従業員以外にも、一定の社会的関係を有する者の不法行為に対して使用者が法的責任を負う場合についての概要や、最近の裁判事例・学説を紹介するものである。



かし み ゆみこ  
**榎見 由美子**  
 金沢大学理事

講師

日時 平成21年**4月18日**(土)午後2時~3時30分

会場 **金沢大学サテライト・プラザ**  
 金沢市西町教育研修館内(西町三番丁16番地)



駐車場が大変混雑しますので、なるべく公共の交通機関をご利用ください。

お問い合わせ

金沢大学サテライト・プラザ

〒920-0913 金沢市西町三番丁16番地 TEL076-232-5343 FAX 076-232-5383

開設日時：平日 11:00~19:00 土・日・祝日 10:00~18:00

休館日：毎週火曜日、夏季一斉休業日、H21年12月28日~H22年1月4日

E-mail [satellite@spacelan.ne.jp](mailto:satellite@spacelan.ne.jp) URL <http://www.kanazawa-u.ac.jp/>



ケータイはこちらから

**入場無料**  
事前の申込は必要ありません